

## 和歌山県内部統制基本方針

本県においては、監察査察制度の導入や職員の行動規範を定めた倫理規則の制定とともに、公共工事や物品調達における入札制度の改革など、職員の規律を高め、違法行為を防止し、不正を招くことのない体制を整備しており、今般の改正地方自治法第150条第1項の規定に基づく内部統制は、実施しております。

令和2年4月1日以降も、これら内部統制制度の徹底を図り、法令等の遵守、財務報告等の信頼性の確保、資産の保全及び業務の効率的かつ効果的な遂行に努め、一層県民から信頼される清潔で透明・公正な県政の実現を目指します。

令和2年3月31日 和歌山県知事 仁坂 吉伸